

海自が米艦初防護

きょう 安保法の運用本格化

安全保障関連法に基づき、自衛隊が平時から米国の艦艇などを守る「武器等防護」の実施を、稲田朋美防衛相が初めて自衛隊に命じたことが三十日、政府関係者への取材で分かった。海上自衛隊のヘリコプター搭載型護衛艦「いずも」が五月一日、太平洋側で米補給艦を防護する計画だ。米軍は北朝鮮の弾道ミサイル警戒で日本や朝鮮半島周辺に多数の艦船を展開してお

り、共同訓練に加え実際の任務でも日米の連携を示し、北朝鮮をけん制する狙いがある。――関連①面
安保法は昨年三月に施行され、南スーダン国連平和維持活動（PKO）の陸上自衛隊部隊に昨年十一月「駆け付け警護」の新任務が付与された。武器等防護は初めてで、安保法に関する任務が本格化する。

武器等防護は自衛隊が弾薬や艦船などを守る任務で、安保関連法で対象を米軍など他国軍に拡大した。平時や特定の国からの武力行使に至らないグレーゾーン事態の下で「日本の防衛に資する活動」をしている他国軍が対象になる。主に米軍を中心とした艦船の防護を想定しており「米艦防護」とも呼ばれる。

政府は昨年十二月に決定した運用指針で、具体例として①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視②放置すれば日本への直接の武力攻撃に至る恐れがある「重要影響事態」での輸送・補給③日本の防衛能力を向上させるための共同訓練―での実施を挙げた。

政府関係者によると、いずもは海自最大の艦艇で、五月一日午前、神奈川県横須賀基地を出港。房総半島沖周辺で米海軍の補給艦と合流し太平洋を四国沖まで防護しながら航行する。一方、補給艦は日本近海で北朝鮮の弾道ミサイル発射に備えている米軍の艦船に補給する見通し。四月二十九日に日本海に入り、海自や韓国海軍と共同訓練をした原子力空母カール・ビンソン周辺の艦船に補給する可能性もある。

武器等防護の実施には防衛相の命令が必要。海自の護衛艦は四月二十三日～二十九日に米空母と共同訓練をしたが、この際には命令は出なかったという。

任務では自衛官が「事態に応じ合理的に必要と判断される限度」で武器を使えると規定されている。米艦が武装集団などから攻撃を受けた場合、自衛隊が武器を使用する可能性もある。

日米一体さらに加速

米艦防護 運用実態検証難しく

解説

弾道ミサイル発射を繰り返す、六回目の核実験の兆候を見せる北朝鮮に対して圧力を強めるトランプ米政権と歩調を合わせるように、自衛隊と米軍は連携を強めている。空母カール・ビンソンとの日本海での訓練などに加え実際の任務で米艦防護を実施することで、朝鮮半島の緊迫化を背景に、日米の一体化はさらに加速する。米艦防護は「米側の二一

ズが強い」（防衛省関係者）とされ、南スーダン国連平和維持活動（PKO）の派遣部隊に任務付与された「駆け付け警護」とともに、安全保障関連法の目玉だった。

政府の運用指針では「日本の防衛に資する活動」をしている米軍など他国軍の防護のため「必要最小限の武器使用を認める」とし、具体例として「弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・

警戒監視活動」を挙げた。

今回は想定通りの任務とはいえ、「平時」を前提に、朝鮮半島近海に展開するカール・ビンソンの僚船などに補給する米艦を海自艦が防護する。

武力行使と一線を画すため「現に戦闘が行われている海域」では行わない。ただ、運用指針は活動の公表基準を「自衛隊や米軍などへの具体的な侵害」や「実施中の特異な事象」が発生した場合としか定めておらず、運用実態がどこまで検証できるかは見通せない。

（共同・黒崎優人）